

Ⅱ 豊かな心・健やかな体の育成及び健全な食生活の推進

成果指標：①小中学生不登校児童生徒出現率

②スポーツテストの県平均を 100 とした時の伊丹市の指数

③児童生徒の朝食摂取率

1 豊かな心を育む道德教育・情操教育の推進 (1) 道德教育

項 目 (実践事項)		目指すべき姿	推 進 内 容 平成 25 年度
道德教育の充実 【2112】		・学校長の経営方針のもと、道德教育推進教師を中心に、全教員が、道德の時間を要として教育活動全体をとおして児童生徒の道德性や道德的实践力の育成を図ります。 ・すべての教育活動において「心の教育」を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心、規範意識、自尊心を育みます。 ・地域人材の活用により、郷土に対する認識を深め先人の生き方に学ぶなど、家庭・地域と連携した道德教育を推進し、心豊かな児童生徒を育成します。	・「心のノート」「兵庫版道德教育副読本」「伊丹っ子ルールブック」、「いたみっこのおやくそくカード」※市内共有教材（中学校）等の教材の活用 ・ロールプレイ等体験的な活動を取り入れた授業の実施 ・高等学校における道德教育の充実 ・「伊丹っ子ルールブック」を活用するなど、「生命の尊重」「規範意識の向上」を重点化した授業研究 全校実施 ・「いたみっこのおやくそくカード」を活用した幼児期からの基本的生活習慣の定着及び社会性や自制心、規範意識等の形成 ・心の教育推進校による実践研究 ・「町の先生制度」の活用等、地域の教育力を生かした授業の実施 ・「心の匠」派遣事業の実施 小・中学校 各学期 1 回派遣
	伊丹っ子ルールブック活用事業（再掲） 【2221】	(P-4)	

※市内共有教材（中学校）：新学習指導要領「道德」の指導内容を重点化した市内中学校で活用する共通の教材（平成 22 年度中学校道德教育部会において作成）

道徳教育推進教師

小・中学校における道徳教育の推進に関する機能的な協力体制を確立することを目的として新たに設けられた呼称で、学校を中心となって道徳教育の推進を担う教員のことをいう。今回の小・中学校学習指導要領の改訂で位置づけられた。



伊丹っ子ルールブックを活用した
授業（桜台小学校）

「心の匠」派遣事業

地域の方をゲストティーチャーとして、小・中学校に招聘し、児童生徒への講話をとおして、道徳心、公共心の向上を図る。



兵庫版道徳教育副読本を活用した
道徳の授業（笹原中学校）



「心の匠」による授業
（稲野小学校）

（２）特別活動・福祉教育

項 目 (実践事項)		目指すべき姿	推 進 内 容
			平成 25 年度
伊丹市ピアサポート プログラム（冒険教育）推進事業 【２２２２】		冒険教育施設の積極的な活用及び効果的な冒険教育プログラムの実施をとおして「自尊心」「課題解決力」「コミュニケーション力」等を育みます。 冒険教育施設使用目標人数（４カ所） 5, 300人	・冒険教育施設の充実 ・指導員養成研修会の実施（年２回）
情操教育の推進 【２２２１】		芸術文化活動をとおして、子どもたちに豊かな感性や情操を育みます。	・「小学校特別支援学校連合音楽会」「中学校交歓音楽会」「吹奏楽のつどい」等、各種音楽行事の実施 ・「いたみっ子アート展」「たみまる子ども家庭科展」等の芸術

			文化活動の実施 ・「わくわくオーケストラ教室」の実施（中学校１年生）
	自然学校推進事業 環境体験事業 【２２２１】	学習の場を教室から自然の中へ移し、自然についての学習や地域社会とのかかわりのある活動を通して、自然環境を大切に思う心や命を尊ぶ心を育みます。	・地域人材の活用 ・参加型体験活動を取り入れたプログラムの工夫 ・環境体験事業の実施（各校３回以上）
	生徒会サミット 【２２２１】	市内の中学生・高校生が、自分の意見を発表、意見交流することにより、将来に向かって主体的に取り組む姿勢、市民としてまちづくりに参画する態度を育てます。	・いじめ問題に対して、中学生・高校生が主体的に取り組めるテーマを設定し、実施
	地域に学ぶトライやる・ウィーク 【２２２１】	「教」より「育」を中心に据えた「心の教育」を推進することを目的とし、地域に学び共に生きる心や感謝の心を育みます。また、「地域の子どもは地域で育てる」という観点に立ち、学校・家庭・地域が連携した活動とします。	・伊丹市トライやる・ウィーク推進協議会における検証 ・ものづくり体験活動への参加促進 不参加生徒数 １．１５％以内
	地域人材の活用 【２２３１】	教育活動に地域の教育力を積極的に取り入れ、体験活動等をとおして子どもたちに豊かな心を育みます。	・町の先生制度推進事業の実施（５００人） ・子どもサポーター派遣事業の実施 ・「心の匠」派遣事業の実施 小・中学校 各学期１回
	福祉教育の充実	道徳の時間、体験活動、高齢者や障がいのある人との交流を通して、思いやりの心、ともに生きる心、他者を尊重する態度、日常的に福祉活動に取り組む意欲や態度を育てます。	・「伊丹っ子ルールブック」、「いたみっこのおやくそくカード」、福祉読本「ともに生きる」の活用 ・福祉体験活動やボランティア活動の実施（清掃奉仕活動、募金活動、施設訪問等）

伊丹市ピアサポートプログラム（冒険教育）推進事業

冒険活動を通じて、人とのふれあいの中で他者を思いやる心を育み、信頼関係を築くとともに、自分を大切にする心やチャレンジ精神、コミュニケーション力や課題解決力を身につけ、たくましく心豊かな人間の育成をめざす事業。

伊丹市生徒会サミット

「伊丹市子どもシンポジウム」を発展させ、市立の中・特別支援学校及び高等学校、並びに市内の県立高等学校の生徒会代表が一堂に会し、児童の権利条約の趣旨に沿い、自由闊達に学校や社会のことについて意見を出し合う。

「心の匠」派遣事業

地域の方をゲストティーチャーとして、小・中学校に招聘し、児童生徒への講話をとおして、道徳心、公共心の向上を図る。



冒険教育（天神川小学校）



生徒会サミット

（伊丹市立産業・情報センター）

2 いじめへの対応

項 目 (実践事項)		目指すべき姿	推 進 内 容 平成 25 年度
	校内指導体制の確立	児童生徒に命の大切さを理解させるとともに、「いじめは、人間として絶対に許されることではない」との認識のもと、全教職員が「しない、させない、許さない」との強い考えで、未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。	・アンケート調査の定期的な実施（１・２学期は市教委、３学期は学校が実施） ・校内における相談窓口の設置 ・いじめについて考える強化月間（７月） ・スクールカウンセラー、養護教諭等と連携したいじめの早期発見、早期対応 ・ＰＴＡと連携した保護者への支援
	伊丹市青少年問題協議会「いじめ問題対策部会」 【２２２２】	市長を会長とする伊丹市青少年問題協議会の「いじめ問題対策部会」において、全市的な取組を行い、未然防止に努めます。	・学校・家庭・地域で活動する関係団体等全市的な連携 ・いじめについて考える強化月間（７月）
	スクールカウンセラーの配置 【２２２２】	臨床心理士による専門的なカウンセリングをとおして、いじめ、問題行動、不登校等の減少を目指します。	・全小中高等学校への配置 ・校内でのスクールカウンセラーと教員の連絡会の開催（月１回）
	学校問題解決支援事業 【２２２２】	学校問題解決支援チームや生徒指導ふれあい相談員を学校に派遣し、いじめや不登校、問題行動等に迅速に対応して、早期の解決を目指します。	・学校問題解決支援チーム会議の開催（年３回） ・学校問題解決支援チームの学校派遣（適宜）
	こどものいじめ問題	いじめの問題に対して、学校・家庭・地域	・伊丹市ネットいじめ対応マニ

新規施策	対策推進事業 【２２２２】	が連携した取組を推進します。	ユアルの配付（小５児童・保護者） ・いじめ対策リーフレットの作成・配付（全児童生徒・関係機関等）
	いじめに関する教職員研修の実施 【２２２２】	いじめの対応についての教職員対象の研修会を実施し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する意識を高め、適切な対応ができるようにします。	・「こころの理解講座」の実施（年５回） ・いじめに関する研修会の実施（年１回）
	教育相談事業 【２２２２】	来所相談や電話相談を実施し、いじめや不登校等に悩む児童生徒や保護者に対する適切な支援を行います。	・来所相談、電話相談の実施 ・関係機関との情報交換（随時）

いじめに対する取組の視点

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」の特質を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組み、いじめが認知された場合の的確な「早期対応」が必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑥は、教職員がもつべき、いじめに対する取組の視点です。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権にかかわる問題であり、絶対に許されるものではないという認識のもと、「しない、させない、許さない」という姿勢を徹底する。
- ③ いじめは、大人に気づきにくいところで行われることが多く、発見されにくいものである。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えは間違っている。
- ⑤ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑥ いじめの対応については、学校における取組が中心ではあるが、最終責任は教育委員会にある。

いじめの定義

当該児童生徒が、**一定の人間関係のある者**から、**心理的・物理的な攻撃**を受けたことにより、**精神的な苦痛**を感じているもの。
（注１）「一定の人間関係のある者」とは、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など何らかの人間関係のある者を指す。
（注２）「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
（注３）「物理的な攻撃」とは、身体的攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
出典：文部科学省 平成２０年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より抜粋

3 子どもの問題行動への対応

項 目 (実践事項)		目指すべき姿	推 進 内 容
			平成 25 年度
	学校問題解決支援事業（再掲） 【2222】	(P-26)	
	小中連携教育の推進	問題行動が低年齢化する中で、小中学校間の連携を強化し、継続性・系統性のある一貫した指導を行います。	・小中生徒指導合同担当者会の実施 ・「伊丹っ子ルールブック」の活用 ・オープンジュニアハイスクールの実施 ・教職員の異校種間の合同研修会の実施
	全市的な生徒指導体制の確立	学校園、家庭、地域、関係機関、行政が一体となった「伊丹市少年非行防止対策プロジェクトチーム」による検証を活かした取組を進め、問題行動の未然防止、児童生徒の安全確保を図ります。	・生徒指導担当者会の実施 ・「伊丹っ子ルールブック」の活用 ・「いたみっこのおやくそくカード」の活用 ・伊丹市青少年問題協議会「少年非行防止部会」の実施
	地域、関係機関と連携した組織的な生徒指導の推進	家庭や地域、関係機関と連携しながら、厳しさの中にも温かさのある指導を行い、自己の行動に対する責任感を醸成します。	・「伊丹っ子ルールブック」の活用 ・「いたみっこのおやくそくカード」の活用 ・関係機関との連携 ・定期的な校区内パトロールの実施
	スクールソーシャルワーカーの派遣 【2222】	社会福祉士または、精神保健福祉士の資格を持つスクールソーシャルワーカー（SSW）を学校に派遣し、問題行動の背景にある環境の改善、児童生徒に対して生活面での支援を行うことにより、問題行動の減少を目指します。	・ケース会議、家庭訪問の実施 ・学校における研修会への支援 ・関係機関との調整

学校問題解決支援チーム

生徒指導上のあらゆる問題行動の未然防止及び早期対応・早期解決を図り、学校だけでは対応困難な問題に迅速・的確に対処するため、様々な専門性を有する職種が連携した「学校問題解決支援チーム」を設置し、学校への多面的な支援の充実を図る。

伊丹市少年非行防止対策プロジェクトチーム

本市において、平成21年10月、中学生による傷害致死事件が発生したことを受け、また、小・中学校における暴力行為が全国的に増加傾向にある状況に鑑み、警察、教育、行政、地域関係者などが一堂に会し、伊丹市少年非行防止対策プロジェクトチームを設置。平成22年度より、伊丹市青少年問題協議会「少年非行防止部会」「いじめ問題対策部会」に移行している。

「伊丹っ子 はぐくみメッセージ」

私たちのまち伊丹は、猪名野笹原とうたわれた昔から、固有の歴史や文化、豊かな自然に生まれ、また古くから教育に先進的に取り組んできた「人づくり」の伝統があります。

こうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、子どもたちを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、大人としての使命であります。伊丹の子どもたちが、健康で明るく、秩序と規律を守り、次代を担う大人として立派に成長することが大切です。わたしたち一人ひとりが、しっかり子どもたちを見つめ、可能性を信じ、人として、正しいこと、大切なことを教えるよう、毅然とした姿勢で関わっていく必要があります。

伊丹の未来を託す「人づくり」に向けて、家庭、地域、学校、行政、関係機関など社会のあらゆる場で、心の絆を深め、子どもたちの豊かな育ちを願い、メッセージを贈ります。

伊丹っ子をはぐくむ大人として、

- 1 子どもに基本的な生活習慣を身につけさせましょう
- 1 子どもと過ごす時間をつくりましょう
- 1 子どもと一緒に食事をとりましょう
- 1 子どもの言葉に、しっかり耳を傾けましょう
- 1 子どもの悩みや不安を真剣に受け止め、ともに考えましょう
- 1 子どもと携帯電話について話し合いましょう
- 1 子どもの外での行動をしっかり把握しましょう
- 1 子どもだけの外泊はやめさせましょう
- 1 子どもとともに、地域の行事などに参加しましょう
- 1 子どものために、地域・学校等で学び合いましょう



伊丹市マスコット たみまる

平成22年3月16日

伊丹市少年非行防止対策プロジェクトチーム

4 不登校への対応

項 目 (実践事項)		目指すべき姿	推 進 内 容 平成 25 年度
	不登校の未然防止への取組 【2222】	わかる授業、温かい学級づくり、集団づくりなどにより、児童生徒同士、児童生徒と教員間の絆づくりを進め、不登校の未然防止に取り組みます。	・児童生徒の居場所づくり（授業、特別活動等） ・学校問題解決支援チームの学校派遣（適宜） ・共通実践事項の徹底 ・家庭訪問によるきめ細やかな対応 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導ふれあい相談員との連携 ・小中連絡会の実施 ・不登校児童生徒の調査・検証 ・※不登校児童生徒の出現率の減少 小学校 0.14%以下 中学校 2.06%以下
	学校問題解決支援事業（再掲） 【2222】	（P－26）	
	不登校児童生徒の学校復帰支援事業 【2222】	・適応教室「やまびこ館」および第2適応教室「学習支援室」において、体験活動や学習支援をすることをとおして、不登校児童生徒の学校復帰をめざします。 ・メンタルフレンドによる家庭訪問を実施し、ひきこもり傾向の児童生徒の学校復帰をめざします。	・関係校との定期的な連絡会の実施（月1回） ・不登校問題に関する研修会の開催（年1回） ・「不登校を考える親の集い」の開催（年2回） ・メンタルフレンドによる家庭訪問（週1回）

※不登校児童生徒の出現率：全児童生徒数に占める不登校児童生徒の割合（％）

不登校児童生徒を出さないための伊丹市共通実践事項

《早期に発見し早期に対応する》

毎朝、出欠状況を確認後、次の事項に配慮する。

- ① 1日目の欠席は家庭から連絡が「ある」時、確実に担任に報告する。家庭から連絡が「ない」時、担任は1校時の授業前に電話で連絡をとる。
- ② 2日目の欠席は家庭からの連絡の有無に関わらず担任が電話で連絡をとる。
- ③ 3日目の欠席は家庭からの連絡の有無に関わらず担任が家庭訪問する。
- ④ 4日以降連続して欠席の場合は教育相談、学年、生徒指導担当などの支援を得て、一層保護者との連携を進める。

5 子どもの健やかな体づくりの推進

(1) 学校体育

項 目 (実践事項)		目指すべき姿	推 進 内 容 平成 25 年度
	「早寝・早起き・朝ごはん」推進事業 【2121】	規則正しい生活習慣の定着を図るため、学校・家庭・地域が連携・協働し、「早寝・早起き・朝ごはん運動」を推進し、子どもたちの生活習慣の確立を図ります。	・すこやかネット事業での取組 ・朝食摂取目標摂取率 小学生 88.7% 中学生 83.9%
充 実 施 策	伊丹検定スポーツバッジ認定制度等の充実 【2223】	認定率が低下している状況を踏まえ、体育時にランニング、サーキットトレーニング等を効果的に取り入れ、体力づくりの基礎となる走力の向上を目指します。 ・スポーツバッジ認定率 (H22: 45.7% H23: 43.3% H24: 43.1%) ・スポーツバッジ認定率目標値: 45% ・スポーツテストの県平均を 100 とした伊丹市の目標指数 小学校 100 (H24: 87.8) 中学校 103 (H24: 100.3)	【小学校】 ・運動プログラム 2009 (兵庫県教育委員会) の活用 ・体力づくりカードによる自己評価 ・重点的に取り組む内容 持久走・投げる力 【中学校】 ・重点的に取り組む内容 持久走
	中学校武道授業推進事業	中学校武道授業の一つである「なぎなた」の指導法研究を進め、授業力の向上を図るとともに、武道授業をとおして、「心」「技」「体」の基礎を培います。	・教員対象なぎなた実技講習会 (年 3 回) ・武道授業 (年 8 ～ 10 時間)



中学校武道授業「なぎなた」
(天王寺川中学校)



中学校連合体育大会
(伊丹スポーツセンター)

(2) 健康教育

項 目 (実践事項)		目指すべき姿	推 進 内 容 平成 25 年度
	健康教育の充実	睡眠・栄養・運動・休養などのバランスのとれた、健康的で基本的な生活習慣を育む態度を育てます。	・「早寝・早起き・朝ごはん」の推進 ・食に関する研修会（年 2 回）
	学校保健の充実	・家庭・学校医・専門機関等と連携し、保健室の機能を十分に活かしながら、適切な保健管理・保健指導を通して児童生徒の健康の保持・増進を図ります。 ・健康・安全に関する理解を深められるように、指導方法を工夫し、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てます。 麻疹予防接種目標摂取率 中学 1 年 9 5 % 高校 3 年 9 5 %	・定期健康診断の実施 ・麻疹予防接種の啓発 ・学校保健研究協議大会・学校保健研修会の開催 ・喫煙・薬物乱用防止教室の実施（全市立中・高等学校）



学校保健研究協議大会



学校保健研修会

6 部活動の推進

項 目 (実践事項)		目指すべき姿	推 進 内 容 平成 25 年度
	部活動の活性化 【 2 2 2 3 】	・学校教育活動の一環として位置づけ、個性を伸張し、友情を深めるなどの好ましい	・外部コーチ制度の実施 ・ノー部活デーの設定

	人間関係を育てます。 また、学習意欲の向上につながるよう教育課程との関連を図ります。 〈運動部活動〉 ・顧問と生徒の信頼関係のもと、効果的な活動を行うとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ素地を養います。 〈文化部活動〉 ・芸術文化に親しみ、生涯にわたって芸術文化を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、豊かな情操を養います。 ・文化祭、学習発表会、吹奏楽のつどい等の芸術文化活動を充実します。	・文化祭、学習発表会、吹奏楽のつどい等の芸術文化活動の充実
--	---	---



柔道部（北中学校）



ソフトボール部（南中学校）



バレーボール部（北中学校）



吹奏楽部（天王寺川中学校）

7 健全な食生活の推進

項 目 (実践事項)	目指すべき姿	推 進 内 容
		平成 25 年度
食育推進事業	・「伊丹市食育推進実践計画」に基づき、子	・「伊丹市食育推進実践計画」

		どもたちの食に関する正しい知識と判断力を育てます。 ・各学校において、「食に関する指導計画」を作成し、食育を教育課程に位置づけ、子どもたちの発達段階に応じた食指導、衛生指導を行います。 ・小学校1校を食育推進校として指定し、食育に関する関心、知識、理解を深め、食育を通じた健康づくりを進めます。 ・食育に関する教室、指導等を実施し、健全な食生活の普及・啓発に努め、健康づくりを推進します。 ・栄養教諭が、コーディネーター役として、教員と連携し、食に関する情報や食育の推進方法等を発信するなど、学校園における食育の充実を図ります。	の推進 ・「食に関する指導計画」の作成・推進 ・食育推進委員会の設置(各学校) ・食に関する研修会(年2回) ・食育推進校(小学校1校) ・弁当の日の実施 ・おやこ料理教室の実施(小学校6校) ・「食に関する指導」の実施(小学2年生対象・年3回) ・「給食に関する指導」の実施(小学1年生対象・年1回) ・「食に関する指導計画」の推進 ・食育だよりの発行 ・T Tによる食育授業の実施
	学校給食の充実	・伊丹産、兵庫県産の食材を積極的に取り入れ、献立に郷土料理を入れるなど地産地消を推進します。 ・学校給食における兵庫県産使用割合主食除く※重量ベース 20.0%	・米飯給食(週4回) ・中学校給食に関する研究

※重量ベースとは

給食センター使用食材の総重量の内、兵庫県産食材の割合
(兵庫県産食材の重量÷給食センター使用食材の総重量×100)

食育

様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践できる人間を育てること。

(食育基本法)(平成17年7月15日施行)